

令和3年度 保育施設利用調整基準表

事項			父親 指数	母親 指数	
家庭外労働	常勤(正職員)		10	10	
	自営	事業主	10	10	
		協力者	8	8	
	パート・農業	勤務日数	月20日以上	5	5
			月16日以上	4	4
			月12日以上	3	3
			月12日未満	2	2
		勤務時間数	1日8時間以上	5	5
			1日6時間以上	4	4
			1日4時間以上	3	3
1日4時間未満			2	2	
家庭内労働	自営	事業主	9	9	
		協力者	7	7	
	内職	勤務日数	月20日以上	4	4
			月16日以上	3	3
			月12日以上	2	2
			月12日未満	1	1
		勤務時間数	1日8時間以上	4	4
			1日6時間以上	3	3
			1日4時間以上	2	2
			1日4時間未満	1	1
就学			10	10	
求職中			3	3	
出産(産前2ヶ月及び産後2ヶ月)				10	
疾病等	疾病		10	10	
	障がい	身体障害者手帳等 1・2級及びA1・2	10	10	
		身体障害者手帳等 3級以下及びB1・2	8	8	
病人の看護等	入院付添		10	10	
	心身障がい者・児在宅介護		8	8	
	老人在宅介護(寝たきり・認知症)		8	8	
	一般療養在宅介護		6	6	
	通院付添い(月10日以上)		4	4	
家庭の災害			10	10	
加算	ひとり親世帯(死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁・その他)			+15	
	生活保護世帯			+5	
	生計中心者の解雇等による失業により、就労の必要性が高い場合(自己都合退職を除く)			+3	
	DV支援措置対象者等			+10	
	障がい児等で手帳又は特別児童扶養手当に該当する児童			+2	
	育児休業法に伴う育休明け及び産休明けで職場復帰する場合			+5	
	きょうだいが既に(転所)希望保育施設に入所中			+10	
	小規模保育事業などの卒園児童で連携施設以外の保育施設に行く場合			+2	
	里親の場合			+5	
	市の施策に基づく定住移住者の世帯の児童(助成決定の通知の写しの提出がある場合)			+5	
	病気療養等により職場復帰する場合			+5	
	単身赴任等により片親が常時自宅にいない(住民票上の別住所である場合)			+2	
	きょうだいについて同一の保育施設の利用調整を行う場合			+2	
	霧島市内の認可を受けた教育・保育施設(公立幼稚園を除く)に勤務する場合(保育士・看護師・調理師・栄養士)			最優先	
	前年度の10月末までに申し込みがあり、待機児童である ただし、認可保育施設に既に入所している場合の転所希望は含まない (前年度入所希望月 4月:5, 5~6月:4, 7~8月:3, 9~10月:2, 11月~:1)			+1~5	
減算	不就労等の同居親族がいる(65歳未満)			-1	
	勤務先が父母の実家居宅内である			-1	
合計指数					